

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則一部改正の概要

■オストメイト用設備設置対象施設の拡大

○現行施行規則によるオストメイト用設備設置対象施設：

オストメイト（人工肛門、人工ぼうこう保有者）用設備設置対象は、病院等、図書館等、官公庁舎、百貨店等、飲食店等で2,000㎡以上（公衆便所は50㎡以上のもの）

○施行規則改正後のオストメイト用設備設置対象施設：

オストメイト用設備設置義務付け対象を拡大し、便所を設けるすべての届出対象施設を対象とする。

<建築物>

【現行】

対象となる主な用途	対象面積
病院、図書館、官公庁舎、展示場、映画館、コンビニエンスストア、薬局、50㎡以上の公衆便所	2,000㎡以上
百貨店、マーケット、飲食店	
遊技場	

【改正後】

対象となる主な用途 （【 】内は用途追加）	対象面積
病院、図書館、官公庁舎、展示場、映画館、コンビニエンスストア、薬局、公衆便所 【身体障害者社会参加支援施設、学校、金融機関、集会場等】	すべてのもの （200㎡未満簡易洗浄装置可とする*1）
百貨店、マーケット、飲食店	200㎡以上
遊技場 【ホテル、公衆浴場】	500㎡以上
【事務所、工場】	3,000㎡以上
【共同住宅】	2,000㎡以上又は51戸以上

*1：公衆便所は簡易洗浄装置不可とする。

<建築物以外の公共交通機関の旅客施設>

【現行】 特定旅客施設(*2) ➡ 【改正後】 すべてのもの

*2：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第6号に規定する旅客施設（1日当たりの平均的な利用者が5千人以上等の駅、バスターミナル、フェリー乗り場、空港）

<公園>

【現行】 規定なし ➡ 【改正後】 すべてのもの

○施行日：平成26年1月1日

※経過期間 施行日までに設計を完了したもので平成26年3月31日までに届出をしたものは改正前の基準を適用